

沖縄県愛鳥週間ポスターコンクール実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、愛鳥週間にちなんだポスターを広く小、中学校及び高等学校の児童生徒から募集し、その制作過程及び作品を通じて野生鳥類保護思想の高揚を図るとともに、応募作品の展示等を通じて広く県民の普及啓発に資することを目的とする。

(応募資格)

第2条 県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校等に在学中で18歳以下の者並びに定時制高校に在学中で19歳以下の者。

(応募方法)

第3条 応募は1人1点とし、応募票(様式1)に必要事項を記入の上、作品の裏面に貼付し、郵送又は直接持参すること。なお、学校単位で郵送又は直接持参する場合は、加えて、学校用応募票(様式2)も記入し、作品と併せて提出すること。

(ポスター制作の要領)

第4条 次の要領に従って制作するものとする。

- (1) 図柄は日本に生息する野生鳥類を対象とし、愛鳥思想の普及啓発の目的に沿ったものとする。なお、家禽、ペットを対象としたもの、動物園等で飼われている図柄は不可とする。
 - ア 自然の中での野鳥と人との交流をテーマとしたもの
 - イ 渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの
 - ウ 野鳥の自然の姿をテーマとしたもの
 - エ 野鳥の保護活動をテーマとしたもの
 - オ その他、野生鳥類保護思想の普及啓発に役立つもの
- (2) 用紙は縦51～55cm、横36～40cmとし、縦描きとする。
- (3) 彩色は自由とし、クレヨン、パステル、水彩、コラージュ及び貼り絵等いずれでも可能とする。ただし、パソコンでの作成は認めない。
- (4) 文字は「愛鳥週間」、「Bird Week」(大文字、小文字は問わない。)又は「バードウィーク」(ひらがな、カタカナは問わない。)のいずれかを入れること。ただし、小学校3年生以下は入れなくてもよい。
- (5) 応募作品はオリジナルのものとし、参考にした本、写真及び絵画等の資料がある場合は、応募票(様式1)にその資料名を記入すること。

(表彰の種類)

第5条 表彰は次の賞と数を定める。なお、特別支援学校及び各種学校の児童生徒は、小学校、中学校及び高等学校の該当する学年に含める。

- (1) 沖縄県知事賞
小学校、中学校及び高等学校別に各1点以内。
- (2) 沖縄県環境部長賞
小学校、中学校及び高等学校別に各2点以内。
- (3) 入選
小学校、中学校及び高等学校別に各10点以内。

2 前号の(1)及び(2)に該当する作品は、公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する愛鳥週間ポスター原画募集へ県代表として出品する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は環境部長が行う。

2 表彰は、賞状を学校へ送付し伝達表彰とすることができる。

3 前条第1号及び第2号の賞には、副賞を添えることができる。

(審査)

第7条 被表彰作品は、環境部自然保護課長、県教育委員会義務教育課職員、県教育委員会県立学校教育課職員、美術の専門的知識を有する者で構成する審査会の審査を経て環境部長が決定する。

(作品の公表)

第8条 入賞作品は、県ホームページ等に作品画像とともに氏名、学校名及び学年を公表する。ただし、応募時に、公表を希望しないとした者を除く。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

平成23年4月 1日一部改正

平成26年4月 2日一部改正

平成28年4月 1日一部改正

令和 8年3月19日一部改正